令和５年　有明中部活動規約

１　部活動の目的

（１）　生徒と教師および生徒相互のふれあいを基礎とし，人格のより良い発達をめざす。
（２）　顧問教師の適切な指導に従い，自主的・実践的・継続的な活動の場とする。
（３）　お互いの技を磨き集団のなかで責任を果たし，協力しながら向上の喜びを味わい，健全な心身の発達を図る。

２　部活動

〔部活動〕

野　　球	ソフトテニス
サッカー	バレーボール
弓　　道	

３　練習時間

ア　通常時の活動終了時刻は，日没時刻との関連で次の通りとする。

月	部活動下校完了時刻	月	部活動下校完了時刻
４	１８：３０	１０	１８：１５（２週目まで）／１８：００（３週目以降）
５	１８：４５	１１	１７：３０
６	１８：４５	１２	１７：３０
７	１８：４５	１	１７：３０
８	１７：００	２	１７：４５（２週目まで）／１８：００（３週目以降）
９	１８：３０	３	１８：１５

・表の下校時刻は，整理を済ませ校門を出る時間である。天候など実態を考慮し，日没までに帰宅できるように終了時間を顧問が判断する。(必要に応じて，週の生徒指導部会等で判断する)
・練習の延長は原則しない。但し，大会前2週間以内で練習時間の延長を必要とした場合，職員の了解を得て延長してもよい。延長時間は各月の下校時刻より最大３０分以内とし，保護者が送迎をする。
・土日祝日・長期休業中は17:00までに下校する。
・朝練・昼練を行う部は職員の了解を経て行う。必ず顧問がついて行うこと。

イ　定期テスト及びテスト期間中は部活動のすべての活動を停止する。ただし、中体連や協会主催の大会で上につながる大会の場合は職員の了承を経て認める。
（ア）　中間テスト・・・テスト前日から数えて，５日前から活動を停止する。
（イ）　期末テスト・・・テスト前日から数えて，５日前から活動を停止する。
（但し，大会と重なった場合は、職員の了解を得て練習を行ってもよいが、テスト前日は練習を完全に中止する。）

ウ　第３土曜日の午前中の活動は、大会参加の場合を除きできるだけ控え地区の行事への参加を促す。（青少年育成の日）

エ　週の中に少なくとも２日は休養日を設ける。（原則として，土日のいずれかは休む。）

オ　３年生の部活動は、最後の中体連主催の大会等までとする。受験後の３年生の部活動参加は認めない。ただし，スポーツ推薦で練習が必要な生徒については顧問に許可を得てから参加してもよいものとする。

カ　顧問引率の合宿については認めない。

（４）服装・身なり

ア　服装を正し、時を守り、顧問（コーチ）の指導を素直に受入れること。「美・礼・時」の徹底。
イ　通常の下校時の服装は制服及び各部で定めた服装とする。
ウ　更衣は決められた場所で行う。教室での更衣はしない。

更衣・昼食場所

部活動名	更衣場所	昼食場所	部活動名	更衣場所	昼食場所
野　　球	プール横更衣室		ソフトテニス	テニス部室	
サッカー	クラブハウス横		バレーボール	女子更衣室	
弓　　道	弓　道　場				

※給食のない日の昼食は必ず自宅から持ってくること。昼食を購入するために校外に出ない。（ジュース，お菓子類は認めない。）※ごみは必ず持ち帰ること。また，教室等は使用したら片付けまでしっかり行う。

（５）その他

ア　学校行事・生徒会活動を優先とする。
イ　部活動を休む場合は必ず顧問に届け出て、無断で休まないこと。
ウ　部活動中にけがが発生した場合は、すみやかに学校長・教頭・養護教諭に報告する。（子ども保険や日本スポーツ振興センターへの手続きのため。）
エ　練習試合、公式試合などの生徒送迎は保護者にお願いする。（顧問の車に生徒を同乗させない。）

オ　学校運動部活動とクラブチームの両方に所属している生徒は，鹿児島県中学校体育連盟が開催する大会にはどちらかでしか参加できません。